

## 1. 共用部における養生に関する注意事項

- (1) 監視員・誘導員が不在の場合、作業時間帯以外は養生を撤去してください。
- (2) 養生箇所および保護資材については、以下の表をご確認ください。
- (3) 次の共用部設備については、重要設備のため養生を禁止としております。

### ア．消防設備

共用部設置の消防設備（消火器・散水栓・排煙装置など）の養生は不可

### イ．防犯設備

共用部設置の防犯設備（監視カメラ・パッシブセンサー・テナント入出用カードリーダーなど）の養生は不可

場所	保護資材
ドア	ドアあて・ジャバラ
壁	板段ボール・プラ段ボール 設備パネルは1枚ずつ開くように養生 養生固定用テープの壁への直貼りは禁止 塗装剥がれまたはテープ跡防止のため、L字スタンドまたは下地にマスキングテープを貼るなど
床	合板ベニヤ・ブループラベニヤ 場合によっては養生シート・ビニールシートを敷く
その他	消防設備、防犯設備の養生は禁止



共用部出入口



共用部廊下



共用部(消火器) <sup>1</sup>



排煙装置 <sup>2</sup>



屋内散水栓 <sup>3</sup>

## 2. エレベーター籠内養生に関する注意事項

- (1)エレベーター籠内の監視カメラ、非常呼出ボタン、および非常電話などのエレベーター停止時における緊急通報装置の養生は禁止しております。
- (2)エレベーター籠内の養生箇所および保護資材は以下の表をご確認ください。

場所		保護資材
三方枠		ジャバラ・板段ボール
籠内	壁	プラ段ボール・パネル ボタン操作できるように養生
	角	ジャバラ・角養生
	床	合板ベニヤ・ブループラベニヤ
その他		搬出入時はエレベーターレール部にブリッジ <sup>1</sup> を設置 ゴミ詰まり防止のため、物品の落下防止およびレールの保護 監視カメラ、非常呼出ボタン、非常電話 <sup>2</sup> の養生は禁止



エレベーター三方枠



エレベーター出入口<sup>1</sup>



籠内設備



籠内設備(非常電話)<sup>2</sup>

3. 消防設備および避難経路図面（参考）

フロアによって消防設備の位置が異なる場合がありますので、事前に確認してください。

